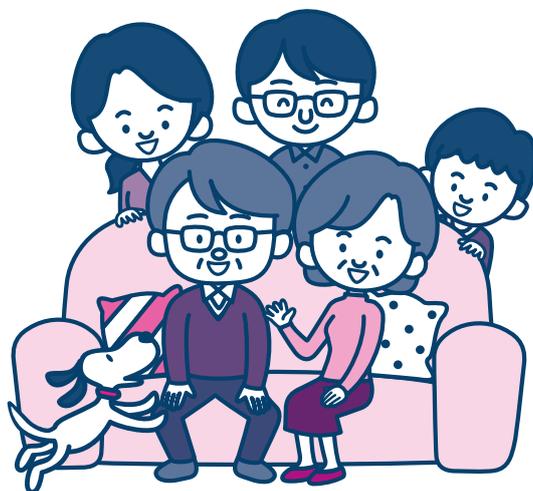


FUJIFILM 2026年度 商品パンフレット保存版

富士フイルムグループ団体保険のご案内

お得な
保険料30%の
割引適用！

従業員の皆さまとご家族の安心に！

<年に一度、保険の見直しをしませんか？>

【申込締切日】2026年2月5日(木)

【申込方法】

1 前年同条件で継続 >> お手続きは不要です。

2 新規・変更・脱退 >> 以下はインターネットでお手続きください。



- 団体損害保険（三井住友海上）
- 社員グループ保険（日本生命）
- 生活習慣病保障プラン（大樹生命）

お手続きは FFBX ホームページから

<https://sp-jp.fujifilm.com/insurance/index.html>

※お申込みの際には、P5および別冊の重要事項説明書等を必ずお読みください。

富士フイルムホールディングス株式会社

富士フィルムグループの団体保険制度について

会社の福利厚生制度の一環として運営されている【富士フィルムグループ社員】のための保険制度です。
 スケールメリットを生かした制度で加入できるさまざまな商品をご用意しております。
 ご家族皆さままでご加入をご検討ください。

団体保険のメリット

- ① 団体保険として各種割引が適用されたお得な保険料
- ② 退職後も継続可能※
- ③ ご家族の方の加入も可能※
- ④ ライフイベントの変更に応じた見直しが可能
- ⑤ お申込み、お手続きが簡単
 →保険料のお支払いは給与天引き
 →ご加入にあたり医師の診査は不要

※一部商品により異なります。

お取り扱い商品

日常のリスクに対応するあらゆる商品を取りそろえて皆さまのニーズにお応えします。

保険募集期間にお手続きいただける商品

<p>団体損害保険 三井住友海上</p> <p>各種の損害に備える保険</p>  <p>ケガ保険 病気保険 賠償保険 携行品保険 ゴルファー向け保険 長期収入サポートプラン</p>	<p>医療保険 大樹生命</p> <p>病気やケガに備える保険</p>  <p>生活習慣病保障プラン</p>
<p>いのちの保険 日本生命</p> <p>万一の死亡・所定の高度障がい状態に備える保険</p>  <p>社員グループ保険 (団体用生命保険)</p>	

通年お手続きいただける商品

<p>自動車保険 三井住友海上・東京海上日動火災</p> <p>自動車の保険</p>  <p>GK くるまの保険 トータルアシスト</p>	<p>火災保険/地震保険 三井住友海上</p> <p>住まいの保険</p>  <p>GK すまいの保険</p>
<p>医療保険 アフラック</p> <p>病気やケガに備える保険</p>  <p>医療保険 がん保険</p>	<p>ペット保険 アニコム損保</p> <p>ペットの保険</p>  <p>どうぶつ健保</p>

2026年度の主な改定について

■三井住友海上<団体損害保険>病気保険について

- 疾病手術に伴う費用補償特約・疾病手術臨時費用対象外特約の廃止（8E、8I、8H、8Fセット）
 手術日以降の入院中の治療費等の実費をお支払いしていましたが、特約廃止に伴い、疾病手術費用保険金は支払い対象外となります。
- 三井住友海上<団体損害保険>についてコロナ禍以降の医療状況や物価上昇などを踏まえ、保険料が改定となります。何卒ご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。
 各プラン保険料は P 7～P14 をご確認ください。

インターネットによるお手続き

以下の商品はインターネットによるお手続きとなります。

- ① 団体損害保険（三井住友海上）
 - ② 社員グループ保険（日本生命）
 - ③ 生活習慣病保障プラン（大樹生命）
- ………パソコン可・スマホ可。

お勤め先によってインターネット手続きをご利用いただけない場合があります。
 詳細は「インターネット手続きのご案内」を参照のうえご利用ください。

インターネットによるお手続きサイトの入り口

①～③いずれも、富士フィルムビジネスエキスパート（FFBX）のホームページ（以下、HP）※内の「保険メニューのご案内」ページよりアクセスし、お手続きください。

<https://sp-jp.fujifilm.com/insurance/index.html>

STEP 1：トップ画面の「団体保険 一斉募集のご案内」をクリックしてください。

↓

STEP 2：「富士フィルムビジネスイノベーションおよび関連会社従業員の方はこちら」をクリックしてください。

↓

STEP 3：Web 手続きのできる①～③の商品は「ID・初回 PW」を参照のうえ、「お手続き」をクリックしてください。

【ご注意】

- ※FFBX の HP よりアクセスいただかないと保険会社サイトの認証がされず、お手続きいただけない場合がございます。
- ※①団体損害保険（三井住友海上）のお手続きは「Microsoft Edge」をご使用ください。

※スマホでお手続きの場合

STEP 1・2 の代わりに、
 以下より、STEP 3 へ



保険金・給付金のインターネット手続きについて

- 保険金・給付金のお手続きも HP より連絡、依頼ができます。
- 団体損害保険（三井住友海上）は専用 WEB サイトで以下のことが可能です。
 (ご利用には条件があります)
 ○ケガ保険/病気保険/携行品保険は事故の連絡から保険金請求まで完結ができます。
 詳細は同封の三井住友海上「保険金請求 WEB システム」をご参照のうえご利用ください。



給付金のお手続きページ

ケガ
 保
 険
 病
 気
 保
 険
 携
 行
 品
 保
 険
 保
 険
 ゴ
 ル
 フ
 ー
 向
 け
 保
 険
 サ
 ポ
 ー
 ト
 プ
 ラ
 ン
 長
 期
 収
 入
 保
 険
 保
 険
 社
 員
 グ
 ル
 ー
 プ
 保
 険
 保
 障
 プ
 ラ
 ン
 生
 活
 習
 慣
 病
 保
 険

富士フィルムビジネスイノベーションおよび関連会社団体保険 商品一覧

富士フィルムビジネスイノベーションおよび関連会社にお勤めの皆さまと
そのご家族さまだけが加入いただける制度です。

保険種類	プラン	保険料 割引率等	保障(補償) 対象地域	加入対象者 (被保険者となれる方)	加入年齢 (保険始期日時点)	退職後の継続	保険始期 (契約日)	保険終期	保険料払込方法 (給与天引き)	ネット 手続き	お手続き方法				
											新規加入	変更	脱退(解約)	変更なし	
各種の損害に 備える保険	団体損害保険 (引受保険会社 三井住友海上)	ケガ保険	30%*1	国内外問わず	本人および家族 一部本人のみ	制限 なし	◎ 団体割引で 継続可 一部プラン 変更要	2026年 4月21日 午後4時	2027年 4月21日 午後4時	6月給与から	○ 保険募集 期間のみ	● 団体募集期間： インターネットにて お手続きください。 ● 団体募集期間以外： FFBX 保険 SC へ お問い合わせください。			
		病気保険	30%*1	*2	本人および家族 一部本人のみ	生後15日以上~79才 ※親介護一時金・休業 補償は20才~89才	◎ 団体割引で 継続可 一部プラン 変更要								
		賠償保険	30%*1	*4	本人	◎ 団体割引で 継続可									
		携行品保険	30%*1	国内外問わず	本人 (家族型あり)	◎ 団体割引で 継続可									
		ゴルファー向け保険	6E、6D 6A、6B	30%*1	*6	本人および家族	◎ 団体割引で 継続可								
			6F	30%*1	*7	本人	◎ 団体割引で 継続可								
長期収入サポートプラン		30%	国内外問わず	本人	15才~59才	×									
万一の死亡・ 所定の 高度障がい状態 に備える保険	社員グループ保険 (引受保険会社 日本生命)	団体取扱	国内外問わず	本人および家族	本人 14歳6カ月超*70歳6カ月以下 (75歳6カ月まで継続可) ※配偶者は満18歳以上 子ども 2歳6カ月超22歳6カ月以下	△ 詳細は別冊 P43・P51 をご確認 ください。	2026年 4月1日	2027年 3月31日	4月給与から	○ 保険募集 期間のみ *9	インターネット				
生活習慣病・ 三大疾病に 備える保険	生活習慣病保障プラン (引受保険会社 大樹生命)	団体取扱	国内外問わず	本人および配偶者	本人 15歳6カ月超* 69歳6カ月以下 ※配偶者は満18歳以上	×	2026年 4月1日	2027年 3月31日	4月給与から	○ 保険募集 期間のみ	インターネット				
病気やケガに 備える保険	医療保険 (引受保険会社 アフラック)	団体取扱	国内外問わず	本人および 二等親以内の家族	0歳~満85歳	○ 個別扱いで 継続可*8	随時	一生涯の保障 (一部の保障・ 特約は除く)	保険契約日の 当月給与から	×	お見積り・資料請求はこちらか らお問い合わせください。 				
	がん保険 (引受保険会社 アフラック)	約0.9% *15	国内外問わず	本人および 二等親以内の家族	0歳~満85歳	○ 個別扱いで 継続可*8	随時	一生涯の保障 (一部の保障・ 特約は10年更新)	保険契約日の 当月給与から	×					
自動車の保険	自動車保険 (引受保険会社 三井住友海上火災・ 東京海上日動火災)	35.0% *10,11	国内のみ	本人および家族	制限 なし	◎ 団体割引で 継続可	随時	保険始期月の 2ヵ月後給与から	○	FFBX 保 険 SC へ ご連絡く ださい。 申込書を 送付しま す。	FFBX 保 険 SC へ お問 い合わせ ください。				
住まいの保険	火災保険/地震保険 (引受保険会社 三井住友海上火災)	10% (火災保険のみ)	国内のみ	本人および家族	制限 なし	◎ 団体割引で 継続可	随時	保険始期月の 2ヵ月後給与から	×						
ペットの保険	ペット保険 どうぶつ健保 (引受保険会社 アニコム損保)	月払約 10% *12 年払 3% *13	国内のみ	本人および家族 (保険の対象 犬・猫)	犬・猫 どうぶつ健保 「ふあみりい」「ぶち」 7歳11ヶ月まで どうぶつ健保 「しにあ」8歳以上年齢 上限なし	◎ 団体割引で 継続可	随時	保険始期月の 2ヵ月後より 口座振替	○ 新規お申込み のみ *14						

*1 損害率による割増引はいただいた保険料とお支払いした保険金との割合で決定し毎年見直しされます。
*2 基本補償、親介護一時金・休業補償：本人介護一時金は国内外問わず、先進医療は国内で先進医療を受けた場合のみ対象
*3 親介護一時金・休業補償は基本補償の被保険者本人の親(姻族含む)
*4 傷害死亡・後遺障害、日常生活賠償は国内外問わず(日常生活賠償は一部国内のみ補償)、受託物賠償は国内で借りたもののみ国内外で補償(注)
(注)詳細は別冊P10、P11をご参照ください。

*5 日常生活賠償および受託物賠償は、本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚の子も補償対象
(注)詳細は別冊P25の1.(1)をご参照ください。
*6 ゴルファー賠償責任補償：傷害補償・ゴルフ用品補償は国内外問わず、ホールインワン・アルパトロス費用補償は国内のみ補償
*7 傷害死亡・後遺障害は国内外問わず、ホールインワン・アルパトロス費用補償は国内のみ補償

*8 富士フィルムビジネスイノベーションの社員の方は退職後の取扱いが異なる場合がありますので、代理店・扱者までお問い合わせください。
*9 加入内容照会は通年で可能
*10 2025年3月1日始期~2026年2月28日始期の契約は、団体割引35%が適用されます。団体割引は、富士フィルムグループ全体のお引受実績に応じて毎年3月1日に見直されます。2026年3月1日以降始期契約の団体割引率は、FFBX 保険 SC へお問い合わせください。
*11 団体扱の対象となる方の範囲(契約者・記名被保険者・車両所有者等)や団体扱特約失効時の取扱いについては、取扱代理店までお問い合わせください。

[注意] この表示は各社保険商品の概要を示したものであり、参考情報として提供するものです。商品の詳細は商品説明および重要事項説明書(ご加入にあたっての留意点)を必ずご確認ください。また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
*12 保険料の分割割増がかからないため
*13 一括割引適用のため
*14 既にアニコムにご契約の方は、団体扱への切替は紙帳票での申込となります。
*15 割引率はご加入内容等によって異なります。ご年齢や保障内容等によっては個別料率と同じ保険料となる場合があります。

保険募集期間にお手続きいただける商品

通年お手続きいただける商品

お手続きは不要です。

ケガ保険
病気保険
賠償保険
携行品保険
ゴルファー向け
長期収入
社員グループ
生活習慣病



社員グループ保険

団体定期保険Ⅰ 〈事務幹事〉日本生命

商品内容のご説明

◆死亡保障・高度障がい保障

※別冊P45～48に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特にご注意いただきたい事項が記載されています。また、別冊P49～50に記載の「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人 or 本人・配偶者・子ども	△	P43～50 P51～52

制度内容等の詳細につきましては別冊P43～50およびP51～52の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

●死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

特色 死亡保障・所定の高度障がい保障のある掛捨て型の生命保険です。

- 1 団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料で、充実した保障を確保できます。
- 2 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、別冊P49～50に記載の「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 3 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。
(ただし、健康状態等によっては新規加入および保障額を増額できない場合があります。)
- 4 ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。(配偶者さま・お子さまのみのお申込みはできません。)
- 5 主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
※2025年9月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。
- 6 被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)
- 7 保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金として受取ることもできます。
※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。
※保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることができません。
※詳細についてはP21の「保険金の年金受取り(年金払特約)」をご参照ください。



保障額と保険料 当保険は保険料会社負担部分の加入対象者のみ加入いただけます。 ※加入資格の詳細については別冊P43をご確認ください。

年齢群団別 男女別月払保険料(概算)

(保険料の単位: 円)

対 象	本 人													
	配 偶 者													
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	150 万円	300 万円	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	2,500 万円	3,000 万円	3,500 万円	4,000 万円	4,500 万円	5,000 万円	5,500 万円	6,000 万円
15歳～35歳 (H2.10.2生～ H23.10.1生)	148	298	498	996	1,494	1,992	2,490	2,988	3,486	3,984	4,482	4,980	5,478	5,976
36歳～40歳 (S60.10.2生～ H2.10.1生)	174	350	583	1,167	1,750	2,334	2,917	3,501	4,084	4,668	5,251	5,835	6,418	7,002
41歳～45歳 (S55.10.2生～ S60.10.1生)	219	439	732	1,464	2,196	2,928	3,660	4,392	5,124	5,856	6,588	7,320	8,052	8,784
46歳～50歳 (S50.10.2生～ S55.10.1生)	290	582	970	1,941	2,911	3,882	4,852	5,823	6,793	7,764	8,734	9,705	10,675	11,646
51歳～55歳 (S45.10.2生～ S50.10.1生)	441	883	1,472	2,945	4,417	5,890	7,362	8,835	10,307	11,780	13,252	14,725	16,197	17,670
56歳～60歳 (S40.10.2生～ S45.10.1生)	500	1,002	1,671	3,343	5,014	6,686	8,357	10,029	11,700	13,372	15,043	16,715	18,386	20,058
61歳～65歳 (S35.10.2生～ S40.10.1生)	530	1,062	1,770	3,540	5,310	7,080	8,850	10,620	12,390	14,160	15,930	17,700	19,470	21,240
66歳～70歳 (S30.10.2生～ S35.10.1生)	571	1,143	1,906	3,813	5,719	7,626	9,532	11,439	13,345	15,252	17,158	19,065	20,971	22,878

対 象	こども	
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	300万円	400万円
3歳～22歳 (H15.10.2生～ R5.10.1生)	210	280

- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は4月給与から)
 - 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2026年4月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
《子ども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。
記載の保険料は、確定保険料を含め、2025年10月29日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
 - 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例: 19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
 - 配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保険金額でお申込みください。
 - 上表にない保険年齢・保険金額の保険料については、FFBX 保険サービスセンターにご照会ください。
- 【退職時のお取扱い】
退職後のお取扱いについては、別冊P43・P51をご確認ください。

保険料会社負担部分について

当制度は役員・社員・嘱託の方々の万が一の場合に備え、会社が保険料を負担し、役員・社員・嘱託の方々が被保険者となる保険制度を付保しております。
また、保険料会社負担部分の加入対象者の個人情報の取扱いは、パンフレット(別冊)P51に記載している個人情報の取扱いのとおりです。
保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合は、2月5日までにFFBX 保険サービスセンターまでお申し出ください。

加入対象者	役員・社員・嘱託
保 険 金	死亡保険金額・高度障がい保険金額100万円
保険金受取人	申慰金規程の定めに基づく死亡保険金受取人

※高度障がい保険金の受取人は本人(主たる被保険者)です。
(注)本人(主たる被保険者)のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者・子どもはご加入になれません。また、配偶者・子どもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。



社員グループ保険

団体定期保険Ⅱ (事務幹事) 日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43～50 および P51～52 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■保険金のお支払事由

[死亡保険金]……………引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

[高度障がい保険金]…引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（* 1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（* 2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(* 1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(* 2) 対象となる「高度障がい状態」とは

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい（視力障がい）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の 3 つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

■保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（* 1）日から起算して 1 年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。（* 2）
- (* 1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- (* 2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（* 1）時以後に生じた場合にかぎります。（原因となる傷病がご加入（* 1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
- したがって、原因となる傷病がご加入（* 1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

- 告知義務違反による解除の場合
ご加入（* 1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（* 1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
- 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
- 重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

- ① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合には、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

■「障がい」の表記

当パンフレット（社員グループ保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ケガ保険
病氣保険
携行品保険
賠償保険
ゴルフ向け保険
長期収入
サポートプラン
社員グループ保険
生活習慣病
保障プラン



社員グループ保険

団体定期保険Ⅲ (事務幹事) 日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43～50 および P51～52 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■ 保険金の年金受取り(年金払特約)

万一の場合、残されたご家族の月々の生活費としても活用いただくことができます。
保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金として受取ることもできます。
※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。
※保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることができません。

① 全額一時金	② 一時金＋年金	③ 全額年金
<p>保険金はやっぱり一時金で受取りたい。そのお金で、葬儀費用や各種ローンの支払いを済ませよう。</p>	<p>葬儀費用のために多少は一時金で受取りたい。残った保険金は、年金受取りにして、今後の生活費や教育費にあてよう。</p>	<p>一括受取りは個人保険でカバーできているから、全額年金受取りにして、今後の生活費を増やしたい。</p>

【年金の種類と内容】

年金の種類	種類	確定年金	保証期間付終身年金
	受取期間		5年、10年、15年
年金の型		定額型・逡増型(年5%の単利)	
年金受取り		次のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)	
年金受取開始日		次のいずれかを選択(2月1日、5月1日、8月1日、11月1日)	
一括受取請求		年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	同左 (ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)
年金受取人が死亡された場合		残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
年金受取開始日後の配当金のお受取方法について		年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。 ○年金とともに受取る方法 ○年金の買増にあてる方法 ○利息をつけて積立てる方法	
年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について		所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。 (*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。	

- 第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
- 年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
- 保証期間付終身年金は、第1回年金受取り時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに**応じた保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

金融庁の**公的保険ポータル**はこちら



ケガ保険
病欠保険
携行品保険
賠償保険
ゴルフ保険
サポート
長期収入
社員グループ
生活習慣病

◎引受保険会社一覧

(2026年1月1日現在。引受保険会社は会社の指定により変わることがあります。)

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社はそれぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。なお、各保険会社の引受割合については、後日確定します。富士フィルムビジネスイノベーション株式会社へお問い合わせください。

【損害保険】

- ケガ保険 ●病気保険 ●賠償保険 ●携行品保険 ●golfer向け保険
- 長期収入サポートプラン
(病気保険は、三井住友海上火災保険株式会社 100%の引受となります。)

幹事会社 三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第四部 第二課

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ22階

TEL 03-6865-4157

東京海上日動火災 損保ジャパン セコム損保 あいおいニッセイ同和

(2026年4月21日以降、変更の可能性あります。)

- 自動車保険 ●火災保険

三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第四部 第二課

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ22階

TEL 03-6865-4157

- 自動車保険

東京海上日動火災保険株式会社

グリーンビジネス本部 化学産業営業第二室

〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1

TEL 03-3285-0216

作成年月：2025年9月 募集文書番号：25TC-002713

- ペット保険

アニコム損害保険株式会社

あんしんサービスセンター

〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階

TEL 0800-888-8256

募集文書番号：P2510-001970

【生命保険】

- 医療保険 ●がん保険

〔引受保険会社〕 アフラック

法人第二営業部

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

TEL 03-6374-1422

AF006-2025-0582 10月3日(271003)

- 医療保険 (生活習慣病保障プラン)

〔引受保険会社〕 大樹生命保険株式会社 法人営業第二部

〒105-7190 東京都港区東新橋1-5-2

TEL 03-6735-8760

- 社員グループ保険

〔引受保険会社〕 日本生命保険相互会社 (事務幹事) 法人サービスセンター

TEL 0120-563-925

※お問合せの際には、記号証券番号(930-2357)をお知らせください。
受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)

保険種類		万一の事故時のご連絡先
団体損害保険(三井住友海上)	ケガ保険	<p>三井住友海上 事故受付センター</p> <p>0120-258-189 (24時間 365日受付サービス)</p>
	病気保険	
	賠償保険	
	携行品保険	
	ゴルファー向け保険	
	長期収入サポートプラン	
社員グループ保険 (日本生命)	<p>富士フイルムビジネスエキスパート保険サービスセンター</p> <p>0120-553-053</p> <p>(土日・祝日を除く平日 10:00～15:00)</p>	
生活習慣病保障プラン (大樹生命)		

お問い合わせ先／代理店・扱者

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社 (FFBX) 保険サービスセンター

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5丁目1番1号 住友不動産新宿ファーストタワー
(受付時間 土日・祝日を除く 平日 10:00～15:00)

Eメール **bxhoken@fujifilm.com**

TEL **03-6300-6745** フリーダイヤル **0120-553-053**

※音声ガイダンスから6 (団体保険募集) をお選びください。(ガイダンスの途中でもお進みいただけます。)

ホームページ <https://www.fujifilm.com/ffbx/ja>

2026年度 保存版
【別冊】

富士フイルムグループ団体保険のご案内

重要事項説明書

「団体損害保険」

三井住友海上火災保険株式会社

P 1 ~ P 42

「社員グループ保険」

日本生命保険相互会社

P 43 ~ P 52

「生活習慣病保障プラン〈無配当医療保障保険(団体型)〉」

大樹生命保険株式会社

P 53 ~ P 56

この冊子には富士フイルムグループ団体保険の加入手続きのための健康状況告知書質問事項や保障（補償）内容に関する大切な事柄が記載されています。お手続きの前に商品パンフレットとあわせてご一読いただき、内容を十分にご確認・ご了承のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。
なお、「商品パンフレット」と「別冊」は各商品の保険期間終了まで必ず保管ください。

社員グループ保険	
効力発生日	●効力発生日：2026年4月1日
加入資格	<p>以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」（ウェブお手続き対象の方は、インターネット（ウェブサイト））に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。</p> <p>以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。</p> <p>《本人》富士フイルムビジネスイノベーションおよび関連会社各社に勤務する役員・社員・嘱託の方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下（昭和30年10月2日以降生まれ）の方。継続加入は、年齢75歳6カ月以下（昭和25年10月2日以降生まれ）の方。</p> <p>《配偶者》上記本人の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下（昭和30年10月2日以降生まれ）の方。継続加入は、年齢75歳6カ月以下（昭和25年10月2日以降生まれ）の方。</p> <p>《子ども》上記本人の扶養する子ども（*）で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。</p> <p>（*）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。</p> <p>【退職後の継続加入について】</p> <p>●原則、定年退職者にかぎり本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。最高保障額は4,000万円です。</p> <p>●配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。最高保障額は1,000万円です。</p> <p>●子どもは、本人が退職後、次期更新日前日付で脱退となります。</p> <p>●本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。</p> <p>※P51の「退職後のお取扱い」をご確認ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（ご注意）</p> <p>①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。</p> <p>②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）</p> <p>③配偶者・子どものみで加入することはできません。</p> <p>④配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。</p> <p>⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。</p> <p>⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。</p> </div>
保険期間	●保険期間は2026年4月1日～2027年3月31日までです。以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
この保険契約から脱退いただく場合	<p>●本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。</p> <p>●更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。</p> <p>●配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。</p> <p>①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日</p> <p>②加入資格を失われた日</p> <p>③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日</p> <p>●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。（例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。）</p> <p>●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。</p> <p>●退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険（終身保険・養老保険）に加入できます。詳細は商品パンフレットの裏面に記載の団体窓口までお問合せください。</p>
受取人	<p>●本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。</p> <p>●配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。</p> <p>●本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。</p>

社員グループ保険																											
配当金	●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。																										
税務上のお取扱い	<p>〈保険料〉</p> <p>●主契約および子ども特約の実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。 (https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/)</p> <p>※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。</p> <p>※当社員グループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当社員グループ保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。</p> <p>〈保険金〉</p> <p>●死亡保険金</p> <p>《本人》相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。</p> <p>《配偶者・本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象子ども》となります。</p> <p>●高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。</p> <p>〈年金〉</p> <p>●年金・・・（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。</p> <p>課税対象額＝（年金年額＋年金開始後配当金）－必要経費※</p> <p>※必要経費＝年金年額（除配当金）×$\frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$</p> <p>税務の取扱い等について、2025年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。</p> <p>個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。</p>																										
制度運営および引受保険会社	<p>当制度は富士フイルムホールディングス株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した子ども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。</p> <p>この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（2025年9月3日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">引受保険会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本生命保険相互会社〔事務幹事〕</td> <td style="text-align: right;">(48.14%)</td> </tr> <tr> <td>大樹生命保険株式会社</td> <td style="text-align: right;">(18.66%)</td> </tr> <tr> <td>住友生命保険相互会社</td> <td style="text-align: right;">(14.73%)</td> </tr> <tr> <td>第一生命保険株式会社</td> <td style="text-align: right;">(13.08%)</td> </tr> <tr> <td>三井住友海上あいおい生命保険株式会社</td> <td style="text-align: right;">(2.19%)</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命保険相互会社</td> <td style="text-align: right;">(1.33%)</td> </tr> <tr> <td>SOMPOひまわり生命保険株式会社</td> <td style="text-align: right;">(0.62%)</td> </tr> <tr> <td>大同生命保険株式会社</td> <td style="text-align: right;">(0.50%)</td> </tr> <tr> <td>メットライフ生命保険株式会社</td> <td style="text-align: right;">(0.46%)</td> </tr> <tr> <td>東京海上日動あんしん生命保険株式会社</td> <td style="text-align: right;">(0.13%)</td> </tr> <tr> <td>富国生命保険相互会社</td> <td style="text-align: right;">(0.08%)</td> </tr> <tr> <td>ソニー生命保険株式会社</td> <td style="text-align: right;">(0.08%)</td> </tr> </tbody> </table>	引受保険会社		日本生命保険相互会社〔事務幹事〕	(48.14%)	大樹生命保険株式会社	(18.66%)	住友生命保険相互会社	(14.73%)	第一生命保険株式会社	(13.08%)	三井住友海上あいおい生命保険株式会社	(2.19%)	明治安田生命保険相互会社	(1.33%)	SOMPOひまわり生命保険株式会社	(0.62%)	大同生命保険株式会社	(0.50%)	メットライフ生命保険株式会社	(0.46%)	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	(0.13%)	富国生命保険相互会社	(0.08%)	ソニー生命保険株式会社	(0.08%)
引受保険会社																											
日本生命保険相互会社〔事務幹事〕	(48.14%)																										
大樹生命保険株式会社	(18.66%)																										
住友生命保険相互会社	(14.73%)																										
第一生命保険株式会社	(13.08%)																										
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	(2.19%)																										
明治安田生命保険相互会社	(1.33%)																										
SOMPOひまわり生命保険株式会社	(0.62%)																										
大同生命保険株式会社	(0.50%)																										
メットライフ生命保険株式会社	(0.46%)																										
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	(0.13%)																										
富国生命保険相互会社	(0.08%)																										
ソニー生命保険株式会社	(0.08%)																										

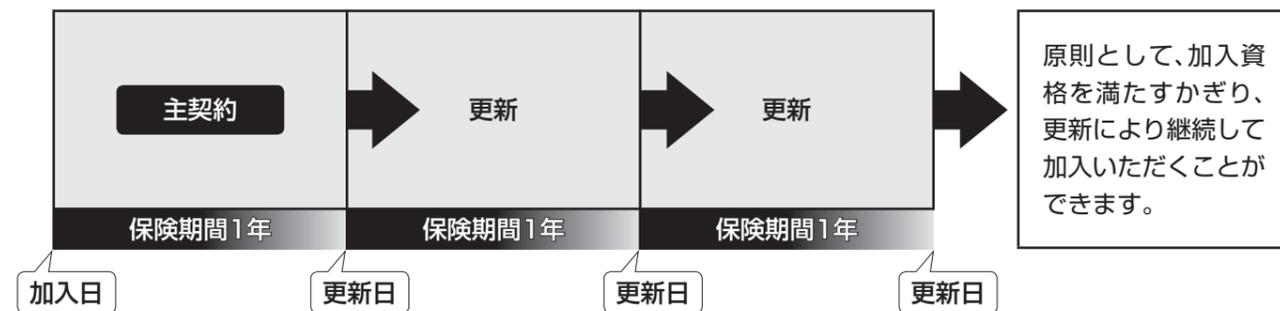
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることもできます。
- この保険には、団体が保険料を負担し、所定の所属員等をご加入者(被保険者)、その遺族を受取人とする保障が付保されています。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、P43をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、P43をご確認ください。

受取人

- 詳細は、P43をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにならない場合があります。
- 詳細は、P44をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、P44をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

社員グループ保険

この「注意喚起情報」は、ご加入（*）のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

（*）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。ウェブお手続きの方は、インターネット（ウェブサイト）にて告知および申込み手続きをしてください。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（*）のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）傷病歴等があった場合でも、全てのご加入（*）のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入（*）を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入（*）を承諾した場合、所定の加入日（*）から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。（更新できません。）
※所定の加入日（*）については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（*）を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。
- 【主契約】
- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日（*）からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき
- 【高度障がい保険金】
- 原因となる傷病が加入日（*）前に生じている場合
- 【すべての保険金】
- 告知義務違反による解除の場合
 - 詐欺による取消の場合
 - 不法取得目的による無効の場合
 - 保険契約が失効した場合
 - 重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉
生命保険契約者保護機構
 TEL 03-3286-2820
 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があるとされる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ
<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人が ありのままを告知してください。 (告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といたします。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝え ただいただけでは告知いただいたこと になりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面(web申込画面または「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
 - 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
 - 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知することを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただく ことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

web申込画面または「申込書兼告知書」 の質問事項とその補足説明

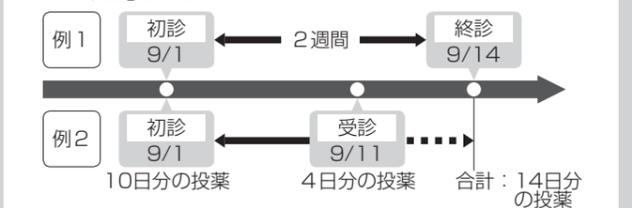
- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または

◎web申込画面または「申込書兼告知書」 の質問事項

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病气やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病气やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

補足説明

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠(正常)による入院

(注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容を記入いただき、「申込印(告知印)」を押印のうえ、ご提出ください。)

(注3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日(告知日)現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力(記入)の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- web申込画面または「申込書兼告知書」を入力(提出)された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

■退職後のお取扱い

	A 定年退職者	B A以外の退職者	退職後保障	退職時手続き	備考
継続加入の可否	○	△	更新日現在で年齢 70 歳 6 カ月まで継続可。	FFBX 保険 サービス センター、または富士フィルムグループ各社 保険担当窓口から手続きのご案内をいたします。	<ul style="list-style-type: none"> 退職後の最高保険金額は 本人 4,000 万円、配偶者 1,000 万円までとなります。 「申込書兼告知書」で減額手続きをされない場合、退職後最初に迎える更新日より、本人は 4,000 万円、配偶者は 1,000 万円に自動的に減額され継続されます。 こどもは、本人が退職後、次期更新日前日付で脱退となります。
	更新日現在で年齢 70 歳 6 カ月まで継続可。	退職事由により異なる。 (会社都合退職者に該当する場合は可。)			

■注意事項

- 「死亡保険金受取人指定書」について
新規に加入される方で、本人の死亡保険金受取人を複数人指定される場合、本人との続柄が「その他（9）」となる方を受取人にされる場合、また、すでに加入されている方で死亡保険金受取人を変更される場合は、別紙「死亡保険金受取人指定書」のご提出が必要です。この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者（団体）が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を送付した日です。
インターネット（ウェブサイト）から出力し、必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。
- 告知事項に該当する場合
「被保険者の告知書」をご記入のうえ、ご提出ください。

■ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、商品パンフレットの裏面に記載の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の保険会社窓口までご連絡ください。)
- <日本生命お問合せ先>
日本生命保険相互会社 法人サービスセンター
TEL 0120-563-925
 ※お問合せの際には、記号証券番号（930-2357）をお知らせください。
 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3を除く。）

■個人情報の取扱いに関する富士フィルムホールディングス株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、富士フィルムホールディングス株式会社（以下、「団体」といいます。）を保険契約者とし、団体および団体の子会社（以下、「子会社」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。
団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人（以下、「受取人」といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

日本生命保険相互会社

